

食安輸発第0927002号
平成17年9月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成17年度輸入食品等モニタリング検査の実施について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号にて通知したところです。

今般、海外においてニュージーランド産牛肉から残留農薬を検出したとの情報を入手したことから、下記のとおり牛肉のエンドスルファンに係るモニタリング検査を実施することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

- 1 実施期間：平成17年9月28日から平成18年3月31日まで
- 2 対象食品：牛肉（脂肪の含有量が多いもの）
- 3 採取方法：平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2の「畜水産食品の残留有害物質」の②によること。
- 4 検査項目：エンドスルファン
- 5 試験方法：昭和62年8月27日付け衛乳第42号中の「牛肉中の有機塩素化合物の分析法」を準用し、脂肪について試験を実施すること。
- 6 検査検体数：ニュージーランド産 59件
なお、ニュージーランド以外の国の牛肉についても、標記モニタリング計画の実施に当たり、畜水産食品の残留有害物質の検査項目「農薬」にエンドスルファンを追加すること。
- 7 備考：コーデックス基準である0.1 ppm を超えるエンドスルファンを検出した場合にあっては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。